

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年4月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第 1 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条文化芸術都市推進室の款国民文化祭推進課の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)